

悩んでいないで気軽に相談してみませんか。

熊本労働局雇用均等室

セクシュアルハラスメントは、職場環境を悪化させ、被害を受けた労働者の働く意欲を低下させると共に、企業にとっても生産性や企業イメージの低下など見逃せない問題です。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアルハラスメント対策について必要な措置を講ずることが、事業主の義務となっています。

雇用均等室へは、「会社の相談窓口相談しづらい」、「相談しても充分対応してもらえない」等の相談が寄せられています。

悩んでいないで気軽に相談してみませんか。また、職場でセクシュアルハラスメント防止措置が講じられているか点検してみましょう。

熊本労働局雇用均等室では、セクシュアルハラスメント相談員が労働者や事業主からの相談を受けています。

相談受付時間等

・月曜日～金曜日 8：30～17：15（土日祭日を除く）

【ご相談・お問い合わせ・資料請求】

熊本労働局雇用均等室 TEL 096-352-3865